

## 橋本周辺広域市町村圏組合 障がい者活躍推進計画

機関名	橋本周辺広域市町村圏組合
任命権者	橋本周辺広域市町村圏組合 管理者
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
障がい者雇用に関する課題	本組合の人員体制は、派遣職員、会計年度任用職員を含め職員数14人の小規模機関のため、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。 また、在籍中に障がい者となった職員もいないことから、組織的な体制整備は特段行ってこなかった。
<b>○ 目 標</b>	
①採用に関する目標	今後も障がい者に限定した職員採用を行うことは困難であるが、障がいの有無に関わることなく、能力本位による公平な選考を行う。
②定着に関する目標	障がい者の職員採用が行われた場合または在職中に障がい者となる職員が生じた場合、不本意な離職を極力生じさせない。
<b>○ 取 組 内 容</b>	
①障がい者の活躍を推進する体制整備	障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、選任しようとするものが資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障がい者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。
②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	身体障がい等により従来の業務遂行が困難であるなどの相談があった場合は、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	募集・採用にあっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定の障がいを排除し、または特定の障がいに限定する。</li> <li>・自力で通勤できることといった条件を設定する。</li> <li>・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。</li> <li>・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。</li> <li>・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。</li> </ul>
④その他	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。